

一事不再理に係る規定の「同一の事実及び同一の証拠」について

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会 弁護士 村林 隆一
弁護士 佐合 俊彦

知財高判平成26年3月13日（平成25年（行ケ）第10226号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

本研究では、商標登録の無効審判請求において、商標法4条1項10号を根拠として商標登録を無効とする旨の審決がなされたが、審決取消訴訟において、一事不再理に反するとして、審決が取り消された裁判例を取り上げる。

第1. 事案の概要と判決の要旨

1. 事案の概要

原告は、欧文字の「KAMUI」の標準文字からなる商標を登録商標（以下「本件商標」という。）とする商標権者である。

(1) 前審判

被告は、以前、本件商標は、商標法4条1項10号及び19号に該当すると主張して、無効審判（以下「前審判」という。）を請求したが、特許庁は、10号にも19号にも該当しないという理由で、請求不成立の審決（以下「前審決」という。）をし、同審決は確定した。